

「沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」 の一部改正内容について

(1) 主な改正理由

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(平成26年12月12日老発1212第1号厚生労働省老健局長通知)及び、同通知に基づく「福祉用具専門相談員について」の一部改正について」(平成26年12月12日老振発1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知)により、下記のとおり改正する必要が生じた。

(2) 改正内容

上記の政令、省令及び通知により、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)が除かれ、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなる。

そのため、要綱2(2)オ(ア)の「※一定の有資格者とは下記のとおりである。」から、「イ 介護職員初任者研修修了者及び、別紙4「介護職員初任者研修修了者とみなす場合」に該当するもの。」を削除する。

(3) 改正条文

条番号等	改正内容
2(2)オ(ア)	※のイを削除。それに伴いウをイに繰り上げ。
別紙4	別紙4の削除。
別紙5	「第4条第1項第10号」を「第4条第1項第9号」に改め、別紙5を別紙4とする。